



埼玉県報

第 2983 号
平成 30 年(2018 年)
3 月 9 日
金曜日

目次

規則

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 平成 29 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人指定事項変更の告示（税務課）
- 埼玉県川口地方庁舎ほか 17 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分に係る公示（社会福祉課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分に係る公示（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 神鳥荻島土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 葛西用水路土地改良区の役員就任届（春日部農林振興センター）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 蓮田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画下水道事業川島公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 都市計画の変更の案の縦覧（市街地整備課）
- 県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道東松山鴻巣線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

平成 30 年(2018 年)3 月 9 日

○ 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）

規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

「		」	
人工呼吸器等を使用している。		人工呼吸	
高額難病治療継続者である。		高額難病	
軽症者特例に該当する。		軽症者特	
重症患者認定（経過措置対象者のみ）に該当する。			

様式第一号（表面）中

器等を使用している。	
治療継続者である。	
例に該当する。	

に改め、同様式（裏面）中「他の都道府県」の次に

「又は指定都市」を加え、
「転居先都道府県」を「転居先の都道府県又は指定都市」に改め、
同様式に別紙として次のように加える。

様式第七号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

4 健康保険に関する事項 (保険者名称、記号・番号等に関すること。)

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 1	
変 更 事 項 2	

5 支給認定基準世帯員に関する事項

加入する健康保険を変更した場合及び支給認定基準世帯員に変更が生じた場合に記入すること。

なお、支給認定基準世帯員欄には患者と同じ健康保険に加入する者全員を記入すること。

患者氏名				保 護 者 氏 名 (保 護 者 が 申 請 す る 場 合)			
支 給 認 定 基 準 世 帯 員	患者と同じ健康 保険に加入して いる者の氏名	生年 月日	患者と の続柄	患者と同じ健康 保険に加入して いる者の氏名	生年 月日	患者と の続柄	
	フリガナ			フリガナ			
	フリガナ			フリガナ			
	フリガナ			フリガナ			

6 負担上限月額算定のために必要な事項

変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

7 その他の事項

--

※ 個人番号 (マイナンバー) の提供が必要な場合は、様式第 1 号別紙に記入の上、併せて提出してください。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第一号（表面）の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第百九十九号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定年月日
飯能市	平成二十七年度	地籍図二十八枚	平成三十年三月
	平成二十八年度	地籍簿一冊	平成三十年三月
		大字双柳の一部	平成三十年三月
		双柳第六地区	平成三十年三月
		（双柳の一部）	平成三十年三月
			平成三十年三月

告 示

埼玉県告示第二百号

平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
小川町	古寺四	平成三十年二月一日から 平成三十年三月三十一日まで
ときがわ町	大附三	平成三十年二月一日から 平成三十年三月三十一日まで
東秩父村	安戸三	平成三十年二月一日から 平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百一十号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第二十三条第三項の規定により、証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届が提出されたので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

取 扱 人	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
一般財団法人 関東陸運 振興センタ	計器の名称・型式及び計器番号	日清紡ポスタルケミカル(株) S H・2 0 0 1 0 4 6	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 1 8 5	平成三十年 二月二十六 日
一般財団法人 関東陸運 振興センタ	計器の名称・型式及び計器番号	日清紡ポスタルケミカル(株) S H・2 0 0 1 0 4 7	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 1 8 3	平成三十年 二月二十六 日
一般財団法人 関東陸運 振興センタ	計器の名称・型式及び計器番号	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 0 9 1 0 4	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 1 9 1 0 4	平成三十年 二月二十六 日
一般財団法人 関東陸運 振興センタ	計器の名称・型式及び計器番号	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 0 9 1 0 3	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 1 9 1 0 1	平成三十年 二月二十六 日
一般財団法人 関東陸運 振興センタ	計器の名称・型式及び計器番号	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 0 1 0 2	ネオポストジャパン(株) S H・2 0 1 8 8	平成三十年 二月二十六 日

一般会 人埼玉県自 動車整備振 興会	一般会 人埼玉県自 動車整備振 興会	一般会 人埼玉県自 動車整備振 興会	一般会 人埼玉県自 動車整備振 興会	一般会 人埼玉県自 動車整備振 興会
計器の 名 称・型 式及 び計器 番号	計器の 名 称・型 式及 び計器 番号	計器の 名 称・型 式及 び計器 番号	計器の 名 称・型 式及 び計器 番号	計器の 名 称・型 式及 び計器 番号
30100220 S H・200 ケミカル （株）	30100210 S H・200 ケミカル （株）	50500920 S H・200 パン（株）	50500910 S H・200 パン（株）	50500890 S H・200 パン（株）
01201930 S H・200 パン（株）	01201920 S H・200 パン（株）	01201900 S H・200 パン（株）	01201890 S H・200 パン（株）	01201870 S H・200 パン（株）
日 平成三十 年 二月二十 六	日 平成三十 年 二月二十 六	日 平成三十 年 二月二十 六	日 平成三十 年 二月二十 六	日 平成三十 年 二月二十 六

告 示

埼玉県告示第二百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか17施設で使用する電気 予定使用電力量1,235,259キロワット時（電灯908,209キロワット時及び動力327,050キロワット時）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年1月12日

4 落札者の氏名及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

5 落札金額

34,401,773円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年11月28日

告 示

埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社 O・S・I
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
千葉県柏市根戸千八百六十四番地四カパルア一階 A
- 三 事業所の名称
訪問介護ステーション季楽
- 四 事業所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市富士見四―十九―二―百一
- 五 介護保険事業所番号
一―七六二〇〇五五六
- 六 サービスの種類
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日
平成三十年一月二十三日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）
平成三十年三月一日

告 示

埼玉県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社めいとケア
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
千葉県松戸市殿平賀五十六番地一
- 三 事業所の名称
めいと松原団地訪問介護事業所
- 四 事業所の所在地
埼玉県草加市松原五―四―四めかりビル二〇六号室
- 五 介護保険事業所番号
一七七一八〇二一六六
- 六 サービスの種類
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日
平成三十年二月九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）
平成三十年四月一日

告 示

埼玉県告示第二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ春日部藤塚店

埼玉県春日部市藤塚字下谷二千三百四十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 神林章夫

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十一日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

（変更後） 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月十六日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一 外 計五者

（変更後） 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六―一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月十六日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目四番十三号 外 計十者

（変更後） 生活協同組合コープみらい 理事長 中村憲治

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目四番十三号 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月十六日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ春日部藤塚店

埼玉県春日部市藤塚字下谷二千三百四十一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五台

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前二時三十分から午後一時三十分

（変更後）午前二時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十年二月二十二日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十一日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ白岡店

埼玉県白岡市西四丁目二―四、二―五、二―六、二―十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計五者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十一日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ白岡店

埼玉県白岡市西四丁目二―四、二―五、二―六、二―十四

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後二時

（変更後） 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十年二月二十二日

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十一日

二 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月九日から平成三十年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神鳥荻島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻原 仁一朗	埼玉県羽生市大字北荻島百四十八番地
同	戸ヶ崎 清二	同 同 中手子林二千百五十九番地
同	塩原 日出男	同 同 喜右エ門新田千六十四番地
同	鮑戸 哲雄	同 同 中手子林六百四十六番地四
同	荻原 実	同 同 北荻島三百十二番地
同	長谷川 祐司	同 同 百八十三番地
同	岡田 武巳	同 同 喜右エ門新田千四百八十九番地
同	齋藤 圭司	同 同 四百十番地
同	齋藤 正美	同 同 三百六十八番地一
同	小菅 正充	同 同 千五百三十四番地
同	荻原 和夫	同 同 千四百十五番地
同	荻原 六郎	同 同 千四百七十番地
監事	五月女 武	同 同 北荻島八百二十二番地五
同	古島 實	同 同 今泉千四百五十三番地
同	久保田 正子	同 同 喜右エ門新田千百二十七番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂田 修一	埼玉県羽生市大字北荻島七百十番地
同	塩原 隆夫	同 同 喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	駒澤 信克	同 同 北荻島百四十五番地
同	荻原 六郎	同 同 喜右エ門新田千四百七十番地
同	荻原 和夫	同 同 千四百十五番地
同	西田 高久	同 同 三百八十一番地
同	荻原 嘉司	同 同 北荻島二百六十番地二
同	金久保 喜一	同 同 中手子林六百四十五番地一

告 示

埼玉県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のと
おり届出があった。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	野 口 一 栄	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松二丁目十三番七号
監事	鈴 木 繁	同 吉川市大字小松川六百七十五番地

告 示

埼玉県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

清水代、清水弘行、大野健一、采澤義幸、采澤孝治、森田芳夫、大野豊太郎、島田伊弥三郎、鶴澤ヒロ、新井茂男、石田新太郎、岩田好一、岩田半吾、岩田光、岩田左住、岩田村三、大野勝藏、大野喜次郎、大野庄三、大野常太郎、大野多吉、大野福次郎、大野勇吉、大野和十郎、加藤増次、金子丑太郎、金子榮藏、島田忠太郎、鈴木辨次郎、西市太郎、西甫十郎、西小膳次、平沼徳三郎、平沼文吉、毛利甲藏、毛利庄藏、山田勇、横瀬仁太郎、大野悟、鈴木昇、大野崇、小金井惣五郎、小金井森太郎、佐野誠吉、佐野助次郎、佐野時三郎、佐野留五郎、佐野弥吉、平沼幸三郎、細田重次郎、細田庄助、新井富六、新井理作、佐野博之、市川佳洋、大野義太郎、山崎祐子

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年一月五日付埼玉県告示第十二号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第二百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二〇四の二・一二〇四の四・一二〇四の六（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）、一二〇四の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第二百十六号

蓮田市から蓮田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十七号

蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川島町

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称
三芳町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十一月七日から
平成三十二年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 分流区域
(1) 汚水
(一) 収用の部分
変更なし
(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により都市計画の変更の案を縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類

川口都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市整備部都市整備管理課

四 縦覧期間

平成三十年三月九日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
三二八番一地先まで	比企郡吉見町大字久保田字北 汲田一六九五番一地先から		区 間
一〇・八八〇四七・五九	七・二〇〇一七・四九		敷地の幅員 (メートル)
	四七六・九二メートル		延 長 (メートル)
	道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七九〇番五地先まで	比企郡吉見町大字久米田字三ノ耕地五七六番一地先から	区 間
二三・六五〽五二・三二	八・四八〽二七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一六三一・一九メートル		延 長 (メートル)
道路改築工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年九月十四日

指令川建セ第二九〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成三十年三月二日

川建セ第二九〇〇五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字土塩字南薬王子四百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目二番地七 リヴィエール・オールC一〇一

田島 翼

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年二月十九日

指令川建セ第二九〇〇八一号

二 検査済証番号

平成三十年三月七日

川建セ第二九〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市高坂千二百三番地十四

島村 潤一

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

一 許可番号

平成三十年一月三十一日

熊建セ第〇八二八〇〇〇三二二号

二 検査済証番号

平成三十年三月二日

熊建セ第三百九十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字広木字吉原二千五百九十七番一、二千五百九十七番二、二千五百九十七番五、二千五百九十七番六、二千五百九十七番七、二千五百九十七番八、二千五百九十七番九、二千五百九十七番十、二千五百九十七番十一、二千五百九十七番十二、二千五百九十七番十四、二千五百九十七番十五、二千五百九十七番十六、二千五百九十七番十七、二千五百九十七番十九、二千五百九十七番二十、二千五百九十七番二十一、二千五百九十七番二十二、二千五百九十七番二十三、二千五百九十七番三十四、二千五百九十七番三十五、二千五百九十七番四十五、二千五百九十七番四十九、二千六百二十二番一、二千六百二十三番一、二千六百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区南蒲田三丁目十番六号

日生工業株式会社 代表取締役 山崎義之